

新病院テレビシステム等運営事業仕様書

令和5年5月26日

荒尾市民病院

1 件名

新病院テレビシステム等運営事業仕様書 一式

2 病院概要

【開設者】 荒尾市長 浅田 敏彦

【病院事業管理者】大嶋 壽海

【院長】 勝守 高士

【所在地】 熊本県荒尾市荒尾 2600

【許可病床数】274床（一般 270床、感染症 4床）

【診療科目】28科（令和5年10月～予定）

内科、小児科、循環器内科、脳神経内科、呼吸器内科、血液内科、消化器内科、
糖尿病・内分泌内科、腎臓内科、緩和ケア内科、泌尿器科、皮膚科、放射線治療科、
画像診断・治療科、外科、脳神経外科、産婦人科、整形外科、形成外科、歯科口腔外科、
リハビリテーション科、救急科、眼科、耳鼻咽喉科、病理診断科、麻酔科、精神科、老年内科

3 事業の目的

患者の療養環境の利便性・快適性・サービスの向上を図るため、テレビシステム等を発注者にレンタル・設置し、適切な運営管理を行うことを目的とする。

4 契約期間

契約締結日から令和14年3月31日まで

※上記の期間には実施に係る準備から契約終了に伴う原状回復を含む。

※上記の予定については現時点での暫定のため、今後変更となる可能性もある。

その際は発注者と相談の上、対応すること。

5 業務実施場所

荒尾市民病院

住 所：熊本県荒尾市荒尾 2600 番地 ※新病院は現病院の同じ敷地内で建設中。

6 開院までの主なスケジュール（予定）

令和5年8月中旬 建物引き渡し

令和5年9月中旬 開院式・内覧会

令和5年10月1日（予定） 入院患者移送・新病院移転

※その他、各種リハーサルや写真撮影等も随時実施予定。

※上記の予定については現時点での暫定のため、今後変更となる可能性もある。

その際は発注者と相談の上、対応すること。

7 事業概要・運営方法

- (1) テレビシステム等運営事業者（以下「受注者」という。）は、荒尾市民病院（以下「発注者」という。）が指定するテレビシステム等備品の設置、管理、運営を実施すること。
- (2) 事業の実施に必要な機器及び資材等を調達し、定期的な清掃及び保守、点検、修理並びに更新等を行い、提供するサービスの品質を維持すること。
- (3) 利用者からのテレビシステム等の利用料金については、日額料金方式とする。
金額についてはプロポーザルによるレンタル料金の提案を踏まえ発注者と受注者で協議の上、決定することとする。
- (4) 本事業の運営方法については、受注者にて専用システムを構築し、患者の利用期間（申込から利用停止までの期間）や料金徴収、その他管理などの業務全般において、受注者が管理・実施すること。原則、発注者の業務負担がないような運営方法とする。
- (5) 利用者から徴収した料金は全て発注者に帰属するものとし、発注者から受注者に本事業実施に係るレンタル料を支払うものとする。
- (6) 利用に関する案内のパンフレットを受注者にて用意すること。
- (7) 利用料金の状況を適切に管理し、月次にて収納額を発注者に報告すること。

8 設置備品の概要

設置備品	数量	備考
床頭台(テレビあり・冷蔵庫あり)	70 台	差額室 B、差額室 C/D、LDR 室
ソファベッド	70 台	差額室 B、差額室 C/D、LDR 室
床頭台(テレビあり・冷蔵庫なし)	148 台	無料室 C/D、重症室 E、無菌室
間仕切り家具(テレビあり・冷蔵庫なし)	12 台	4 床室、2 名に 1 台
折畳み椅子	172 台	無料室 C/D、重症室 E、無菌室、4 床室
患者用洗濯機・乾燥機	8 セット	各病棟 (HCU 除く)

上記以外にテレビシステム等運営事業に必要な備品については、受注者にて準備すること。

9 設置備品の仕様

設置備品の詳細については、以下を参照すること。ただし、最終的な仕様については発注者と受注者間で協議の上、発注者の了承を得たものとする。

- (1) 19 型液晶テレビ
 - ① テレビは液晶ワイド画面（16：9）19 型以上（前面イヤホン端子付き）で、ワイヤレスリモコン式であること。
 - ② リモコン紛失時には、速やかに代替品を提供すること。
 - ③ リモコンは他のテレビに影響を及ぼさないこと。
 - ④ テレビの角度調整が上下左右可能であり、テレビが基本の位置にある際、床頭台からはみ出さないこと。

⑤ 地上・BSデジタルチューナー内蔵であること。

⑥ LEDバックライトであること。

⑦ B-CAS盗難防止対策を講じること。

⑧ イヤホン端子が前面にあること。

(2) 床頭台

① 寸法は幅 490mm×奥行 680mm×高さ 1770mm程度（タオル掛け、杖ホルダー、フックを含まない）であること。

② テレビスペースを有し、設置する液晶テレビ用の可動式アームを有していること。

③ テレビ上部に扉付きの収納スペース、ならびに背面部にワードローブ収納スペースを設けること。

④ 上部収納の扉は蛇腹式であること。

⑤ 対象の部屋の床頭台の下部には、冷蔵庫を組み込むこと。
冷蔵庫無しの場合、下部収納は両開き扉を設けること。

⑥ 背面部のワードローブ部分は多様な衣類を収納できるようにハンガーパイプ1本が装備されていること。

⑦ 背面部のワードローブ収納部分には扉は取り付けないこと。（オープン）

⑧ 床頭台の左右各1箇所タオル掛け、杖ホルダーを備えること。

⑨ 床頭台の左右各2箇所（テレビ上部と下部）にフックを備えること。

⑩ スライドテーブルを設けること。

⑪ スライドテーブルには落下防止の配慮がされていること。

⑫ 施錠できる引出しを設置すること。（シリンダー錠は不可とする。）

⑬ 鍵の紛失時における鍵の交換が容易であること。

⑭ 鍵の形状・素材は患者等の安全性に配慮したものとする。

⑮ 患者が自由に使用できるコンセントを1つ以上設けること。

⑯ キャスターの直径（φ）は75mmであること。

⑰ キャスターのロック及び解除が手元による操作で四輪とも一括で容易にでき、ロック状態を目視で確認できること。

⑱ 人感センサー式の足元灯がついていること。

(3) 間仕切り家具

① 寸法は幅 1760mm×奥行 600mm×高さ 1770mm程度（タオル掛け、杖ホルダー、フックを含まない）であること。

② 両面使用できる仕様であること。

③ テレビスペースを有し、設置する液晶テレビ用の可動式アームを有していること。

④ 引出し、ならびにワードローブ収納スペースを設けること。

⑤ ワードローブ部分は多様な衣類を収納できるようにハンガーパイプ各1本、及び可動棚各2枚が装備されていること。

⑥ ワードローブ収納部分には観音開き扉を設けること。

- ⑦ ワードローブの前板にはマグネットボードを備えること。
 - ⑧ 両面各1箇所にはタオル掛け、杖ホルダーを備えること。
 - ⑨ ワードローブの片側側面に各1箇所フックを備えること。
 - ⑩ 仕切り板には光を取り入れるため、アクリルパネル等で明り取りを設けること。
 - ⑪ 施錠できる引出しを両面各1つ設置すること。(シリンダー錠は不可とする。)
 - ⑫ 鍵の紛失時における鍵の交換が容易であること。
 - ⑬ 鍵の形状・素材は患者等の安全性に配慮したものとする。
 - ⑭ 患者が自由に使用できるコンセントを両面各1つ以上設けること。
 - ⑮ 両面各1箇所に靴収納スペースを設けること。
 - ⑯ 家具は床と固定すること
- (4) ソファベッド
- ① 通常時は2人掛けソファとして使用し、横になって休むことができるようにソファを変形させることで簡易ベッドになる構造であること。
 - ② 張材は耐アルコール、耐次亜塩素酸機能を有したビニールレザー仕上げとし、定期的な拭き清掃に耐えることができること。
- (5) 折りたたみ椅子
- ① 寸法は幅490mm×奥行470mm×高さ750mm程度
 - ② 材質は脚フレームをスチールとし、背もたれ付きであること。
- (6) 冷蔵庫
- ① 容量24ℓ以上のペルチェ式とすること
 - ② 運転音は20db以下であること。
 - ③ 庫内灯を有しており、SIAA抗菌仕様であること。
 - ④ 無音、無振動であること。
 - ⑤ 中身が見やすく、取り出しが容易なこと。
 - ⑥ 扉の開閉が容易に行えること。
 - ⑦ 環境に配慮した製品であること。
 - ⑧ 庫内温度が5℃±3℃に冷え、冷却機能が十分あること。(保冷庫は不可)
 - ⑨ 対象とする床頭台の下部に設置すること。
 - ⑩ 設置実績のなかで、発火・発煙・異臭若しくはその疑いがある製品は不可とする。
- (7) 簡易保管箱
- ① 大型財布等が入る大きさで、床頭台や間仕切り家具の引出しを保管庫として使用する、引き出しの前面に鍵を取り付けること。
 - ② 鍵の紛失時には容易に交換ができ、交換する鍵は無償で対応すること。
 - ③ 盗難防止の為に締め忘れ防止機能があること。
 - ④ 鍵はプラスチック製で複製が難しい構造であること。
- (8) 院内自主放送設備
- ① 入院案内放送等を無料で視聴できるシステムを設置すること。視聴内容は複数进行想定し、

見たいものを頭出しして視聴できるようにすること。また、内容の編集、変更を無料で出来るものとする。

- ② 高齢患者でも分かり易いよう映像とする。
- ③ TV申し込みがない場合でも院内放送は無料で視聴できるよう考慮すること。

(9) 洗濯機・乾燥機

- ① 洗濯機、乾燥機又は洗濯乾燥機は年間を通じて常時稼動すること。
- ② 課金機は貨幣専用とする。
- ③ 低騒音タイプであること。
- ④ 省エネタイプであること。
- ⑤ 洗濯機、乾燥機はそれぞれ全自動式とし、容量は5kg以上であること。
- ⑥ 抗菌・除菌対策の措置が施されていること。
- ⑦ 転倒防止の措置を十分に講じること。
- ⑧ 洗濯機、乾燥機については1工程あたり100円とすること。

9 想定利用料金

各種利用料金については下記の通りの想定とするが、今後の協議の中で変更となる可能性がある。

- (1) 特別室及び差額室のテレビ及び冷蔵庫の利用料については差額室料に含む想定。
無料室のテレビ利用料については、1日300～330円程度を想定。
- (2) 洗濯機は、1工程あたり100円とする。
- (3) 乾燥機は、1工程あたり100円とする。

10 保守管理体制

- (1) 関連機器のメンテナンス及び苦情等に対し迅速に対応すること。
- (2) 備品の故障が発生した場合は、その都度修理又は交換を行うものとし、現場で対応が不可能な場合は、代替機と交換するものとする。
- (3) 備品については定期的に清掃・消毒を行い、常に清潔な状態を保つこと。
- (4) 洗濯機及び乾燥機の貨幣の回収を行うこと。
- (5) 保守管理体制に関する資料を提出のこと。

11 受注者の費用負担

- (1) 設置物件及び運営に関する一切の費用（消耗品を含む）。
- (2) 維持及び保守、修繕に要する費用。
- (3) 汚損、破損又は紛失等に対する復旧に要する一切の費用。
- (4) 撤去及び処分に要する一切の費用。
- (5) 発注者及び受注者が設置するテレビ全てに対するNHK（地上波、衛星）の受信料、契約に係る経費。

- (6) 利用者に損害を与えた場合の損害回復及び賠償経費。
- (7) 上記に含まれない費用については、発注者と受注者間で協議して決定する。

12 原状復帰義務

契約期間が満了し、設置物件を返還するときは、受注者は自己の負担において設置箇所を原状に復帰しなければならない。ただし、発注者が適当と認めたときは、この限りではない。

13 個人情報の保護

事業者は、本事業を実施するに当たって知り得た患者情報及び当院の情報等を第三者に漏らしてはならない。これは契約期間が満了した以降も適用されることとする。

14 その他

- (1) 発注者の業務改善や、医療安全対策等に繋がる提案を積極的に行うこと。
- (2) 設置する関連機器は全て新品とする。
また、機器の台数、仕様等に変更がある場合の対応が可能なこと。
- (3) 契約期間中、発注者の都合上、床頭台等の設置数、場所等一部変更になる場合がある。その場合は発注者と協議の上、詳細を決定することとする。
- (4) 発注者の責に帰すことが明らかな場合を除き、設置備品や運営方法に起因するトラブル等については、発注者は責任を負わないものとし、すべて受注者において適切に対処すること。また、対処等に関する報告は遅滞なく発注者に報告するものとし、発注者がその対応について不十分または不適切と判断した場合は是正を求めることができるものとする。
- (5) 設置予定備品の一覧及び納品までのスケジュールを作成し、発注者の承認を得ること。
- (6) 物品は発注者の指定する日時までに、指定する場所へ設置すること。
- (7) 受注者は物品の発注等については、荒尾市中小企業・小規模企業振興基本条例の趣旨を踏まえ、中小企業等の振興及び地域経済の活性化につながるよう地域と連携した取組に努めること。
- (8) 材質、色調について調整が必要な場合は、発注者と打合せの上、決定すること。
- (9) 納品時には各機器の設定・動作確認・清掃を行い、発生した緩衝材等は全て受注者において自主回収すること。
- (10) 備品設置に当たっては、発注者及び既存の床頭台等設置事業者と協議を行い、詳細な納入計画を策定し、病院業務及び患者に充分配慮した上で実施すること。
- (11) 設置完了後、発注者による検収を行い、不具合と判断した場合は直ちに指示に従うこと。
- (12) 設置運営が著しく不良・不誠実と発注者が判断した場合、発注者は事前の通告を必要とせず、受注者に対し備品の取替え指示若しくは契約解除を行うことができる。